

Q

「零売」とはどのようなことを指す言葉ですか？

A

医療用医薬品は「処方箋医薬品」と「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」とに分類され、処方箋や医師の指示によらず顧客に対して「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」を販売することを指します。

「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」も処方箋に基づく交付が原則であることや、やむを得ない場合に限り必要な受診勧奨などを行った上で販売が認められていることに注意が必要です。

【参考】薬局医薬品の取扱いについて

(平成26年3月18日付け薬食発0318第4号医薬食品局長通知)

- 処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものであり、薬局においては、処方箋に基づく薬剤の交付が原則。
- ただし、一般用医薬品の販売による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨等を行い販売することが可能。
- 販売する際には以下に留意することとしている。
 - ・販売数量については、適正な使用のために必要と認められる数量に限ること。
 - ・必要に応じて、他の医薬品（一般用医薬品等）の使用を勧めること。
 - ・必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めること（受診勧奨）。
 - ・販売した薬剤師の氏名、薬局の名称及び電話番号その他連絡先を伝えること。
 - ・品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存すること。
 - ・購入した者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めること。